「これから」を取り戻す。

依存症というやっかいな病気の者にいくら罰を与えても本質的な問題は解決しません。むしろ、重症化する前に、治療と回復の場につなげることの方が理にかなっています。そのためには、依存症に対する社会的なコンセンサスづくりや地域の理解を促す取り組みが求められます。また、依存症者が社会から孤立することなく、安心安全に暮らせる居場所づくりと、社会的な自立に向けた環境づくりも急務であり、医療・福祉・司法・教育などの分野において横断的な連携と支援が不可欠です。

このような背景の中で、私たちは独自の就労支援活動を行うことにより、従来の依存症回復施設から一歩も二歩も踏み出す存在となりました。一般に、依存症者は、健常者の７割の力で生きるスタイルが求められます。あわただしい生活や過剰な仕事の負担に追い立てられると、アルコールの再飲酒や薬物の再使用、ギャンブルの再燃などの危機が訪れます。だからこそ、私たちの取り組みは、常に回復施設や自助グループとのつながりを大切にしています。同じ病気の仲間たちどうしの絆によってアルコールや薬物、ギャンブルに頼らない生活が維持できるのです。

私たちの取り組みは先進モデルが少ないため、試行錯誤の毎日です。先行き不安な時代だからこそ、私たちは、従来の社会常識にとらわれずに、「共感と共生を」というおだやかな考え方で存在をアピールし、地域に支援の輪を広げていきたい次第です。

潮騒ジョブトレーニングセンター　理事長
栗原 豊

特定非営利活動法人
潮騒ジョブトレーニングセンター
事務局：茨城県鹿嶋市宮中 4-4-5 潮騒アディクションビレッジ会館内
TEL：0299-77-9099
FAX：0299-77-9091
http://shiosaidarc.com

180714

事業所案内

潮騒アディクションビレッジ会館

「いま」を
どう生きるか。

当事者どうしの
共同生活

治療プログラム
「マトリックス・モデル」を
活用した回復支援

職業訓練と
就労支援

下津ナイトケア

特定非営利活動法人
潮騒ジョブトレーニングセンター

「いま」どうしたいのか。

潮騒ジョブトレーニングセンターは、アルコール・薬物・ギャンブル依存症等の回復を支援するためのサービスを行う特定非営利活動法人として、平成 21年12月に設立されました。 私たちは、日々の取り組みを通して自立生活の支援、社会復帰、社会参加、依存症者の社会的地位の向上、さらには地域社会の精神保健や福祉の増進に寄与することを目指しています。

1 入所・通所サービス

依存症等からの回復を目指し、仲間との共同生活を通して安心安全にプログラムに取り組める環境や居場所を提供します。

関連事業所

株式会社百寿（高齢者デイサービス）
はまなすクリニック（心療内科）

福祉・医療機関と提携し、心身共にケアしながら回復を目指します。

2 回復プログラムの提供

グループミーティングやその他活動など、医療機関と提携して回復プログラムを提供しています。

- 自助グループミーティング
- スポーツ活動
- 音楽活動（エイサー等）
- 俳句

プログラム内容

月	買い物・ボランティア等
火	ソフトボール
水	温泉・勉強会
木	趣味の時間・図書館
金	DVD 鑑賞
土	趣味の時間・勉強会
日	セルフケア

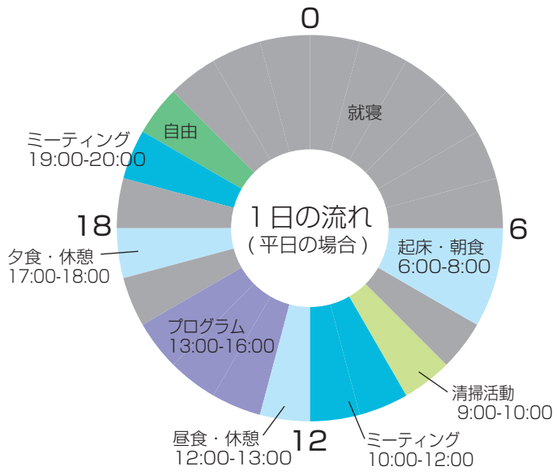

3 職業訓練・就労支援

農業隊、作業隊等による職業研修・訓練を行っています。

- 農産物の生産、加工、販売
- 家屋修繕等の作業
- 食堂運営

4 依存症者及び家族の為の相談支援

依存症者とその家族からの電話相談、来所相談を随時行なっています。また、家族会を定期的に開催し、家族関係の修復にも寄与しています。その他、要請を受け、出前ミーティングとして病院での講演活動を行っています。

5 事犯者に対する支援活動

要請を受け、裁判中の被告の情状証人として出廷しています。刑務所への面会、受刑者との文通にも積極的にも取り組んでいます。また、定期的に、刑務所や保護観察所での教育活動を行っています。

6 情報発信

各地のダルクフォーラムや依存症関連団体・自治体主催の各種セミナーへ参加したり、独自のセミナーを開催しています。その他、ニュースレター（「どっこい生きてます」「かすみそう」）を定期発行しています。

7 地域社会への予防・啓発活動

行政からの相談業務の受託、各種団体の研修受け入れ、福祉施設への慰問演奏を行っています。また、地元理解を促進するため、フォーラムやパレードを開催したり、地域イベントにも積極的に参加しています。

利用案内		
	職員数	常勤５名、非常勤５名、スタッフ 13 名
	費用	入寮：月額 13 万円（食事代込み、寝具代・嗜好品代は自己負担） 通所：月額５万円 自己負担が困難な場合、福祉制度などをご案内いたします。
	期間	13 か月を目安にしています（行政・医療等との面談により変動あり）
	相談業務	午前９時～午後５時（緊急時は時間外対応あり）